

# 知って安心！ 私たちの権利

2025年 5月発行



## 改善！のポイント

※組合のとりくみの成果です！

- ① 家族看護等休暇において、取得可能日数を最大12日とするとともに、感染症に伴う学級閉鎖時の子等の世話や入学式・卒業式等に参加する場合を対象に追加。
- ② 育児休業支援手当金が支給開始に。(2025.4.1 より)
- ③ 育児時短勤務手当金が支給開始に。(2025.4.1 より)
- ④ 生理休暇の名称を「健康管理休暇」に変更するとともに、時間単位での取得も可能へ。
- ⑤ 介護休暇(時間)について、他に介護可能な家族等がいる場合も取得可能へ。
- ⑥ ボランティア休暇の対象となる活動に、認可地縁団体・PTA等団体やNPO法人が追加。

秋田県教職員組合

TEL 018-824-5211  
FAX 018-863-7428

問い合わせQRコード  
(電話・FAXも可)



# 育児にかかわる権利

## 家族看護等休暇（有給）改善！

家族の看護・ケガや病気の世話・予防接種・健康診査・健康診断・感染症に伴う学級閉鎖時の世話・入学卒業式等の参加のため。

- ・ 家族の範囲…配偶者、父母、配偶者の父母、18歳に達した後の3/31までの子（高校終期まで）、孫。
- ・ 1 歴年（1 月～12 月）において**6日間**、対象家族が2人以上の場合は**12日間**。  
※時間単位の取得も可。
- ※1 歴年に対象者が1人になった場合は残日数（上限6日間）

## 育児休業（無給・手当有）改善！

子が**3歳**に達する日まで取得可能。**（1回に限り期間延長可）**

※子の出生から57日間における育児休業とそれ以外の育児休業のそれぞれに原則2回まで育児休業を取得可能。（2022年10月より）

〔育児休業手当金〕支給は原則1歳の誕生日前日まで

- ・ 父母ともに育児休業を取得する場合、1歳2ヵ月まで1年間を限度に支給。  
（育休開始から180日）…給料日額 × 67%
- （残りの期間）……………給料日額 × 50%
- ※保育所に入れにくい等の特別の事情があれば最長2年まで延長可能。

〔育児休業支援手当金〕（2025年4月1日より）

- ・ 育児休業等を14日以上取得しており、配偶者が子の誕生日から56日を経過する日の翌日までに育児休業等を14日以上取得している場合に給付（育児休業等の期間が28日に達する日まで給付）。給付額は原則として、勤務しなかった期間1日につき、標準報酬月額 $\times$ 22分の1の額の13%。  
※詳細は教育庁福利課へ

〔その他の措置〕

- ・ 子の出生から57日間における育児休業とそれ以外の育児休業期間がそれぞれ1ヵ月以下の育休取得者は、期末勤勉手当の減額なし。
- ・ 共済の掛け金は、申請により免除される。
- ・ 昇給延伸なし

## 保育休暇（有給）

生後**1年6ヵ月**に達しない子を育てる職員が、その子の保育のため授乳等を行う場合。

- ・ 1日2回。各60分（往復時間含む）。男性も可。
- ・ 2回分を一括使用可（2時間）。

## 育児短時間勤務（減額支給）改善！

子が小学校就学の始期まで4つの勤務パターンから選択して勤務する。

- ①1日3時間55分 ③週3日7時間45分×3日
- ②1日4時間55分 ④週2日7時間45分+週1日3時間55分

- ・ 請求期間は1ヵ月以上1年以下（延長可）。
- ・ 期間が終了してからの再度の請求は、配偶者の入院等の理由を除いて1年間は不可。
- ・ 通勤・住居・扶養・寒冷地手当は全額支給。
- ・ 共済長期掛け金は、減額された給料の額に応じて申請により子が3歳まで一部免除。1ヵ月前まで申請。

〔育児時短勤務手当金〕（2025年4月1日より）

- ・ 2歳に満たない子を養育するため、育児時短勤務の承認を受けて勤務時間を短縮した場合に給付。給付額は育児時短勤務の期間1月につき、当月の報酬の額の10%。

※詳細は教育庁福利課へ



# 育児にかかわる権利

## 配偶者の出産に係る子の養育休暇（有給）

配偶者の出産にかかわって、生まれた子または小学校就学前の子を養育するための休暇。

- ・ 予定日の6週間前（多胎妊娠 14 週）から出産後 1 年経過までの**5日間**。
- ・ 時間単位での取得可。

## 部分休業（減額支給）

小学校就学始期まで。**1日2時間以内**。30分単位可。

- ・ 1歳6ヵ月までは保育休暇を利用し、その後は、部分休業を利用することも可。

## 育児のための早出遅出勤務（有給）

小学校就学の始期までの子を養育、または小学校就学児で学童保育利用の場合。

- ・ 7:30～19:15の間で30分間隔で始業および終業時刻を早くするか遅くすることができる。

## 配偶者出産休暇（有給）

職員が妻（事実婚も含む）の出産にともない入院の付添等をする場合。

- ・ 出産のための入院等の日から、出産後2週間までの期間に2日。時間単位での取得可。

## 出生サポート休暇（有給）

不妊治療に係る休暇で年5日（体外受精及び顕微受精は年 10 日）

# 女性の身体を保護するための権利

## 健康管理休暇（有給） **改善!**

女性教職員が生理日において、勤務することが著しく困難である場合に取得できる。

- ・ **2日以内**。（時間単位での取得も可能）
- ・ ただし超過した場合は病気休暇となる。

## 妊婦の勤務軽減

妊娠した女性職員の請求により、他の軽易な業務へ転換。（労働基準法 65 条③）

## 妊婦通勤緩和休暇（有給）

妊娠中の女性職員が、通勤に利用する交通機関（自家用車を含む）の混雑の程度が母体または胎児の健康保持に影響をおよぼすものと認められる場合。

- ・ 1日につき1時間以内。
- ・ 勤務の始めと終わりに分割可能。

# 女性の身体を保護するための権利

## 妊産婦保健指導・健康診査休暇（有給）

妊娠中か出産後 1 年を経過していない女性職員の健康診査の場合。

- ・ 妊娠 23 週まで…4 週間に 1 回
- ・ 妊娠 35 週まで…2 週間に 1 回
- ・ 妊娠 36 週から出産まで…週 1 回
- ・ 出産後 1 年まで…その間に 1 回

※医師または助産師の指示があった場合には、いずれの期間についても、その指示された回数。

## つわり休暇（有給）

妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害（つわり）のため、勤務することが困難である場合。

- ・ 10 日以内。
- ・ 時間単位の取得も可能。



## 出産休暇（有給）

女性職員が出産する場合。

- ・ 産前 8 週間（多胎妊娠は 14 週）の範囲内で取得可能。  
～産前休暇は本人の請求が必要。
- ・ 産後 8 週間の範囲内で取得可能。  
～産後休暇は任命権者が与えなければならない（請求の必要なし）。

## 妊娠者の体育代替制度

体育実技の代替のため、妊娠判明時から産休に入るまで非常勤講師を派遣。

【中】体育を担当する教員

【小】担任以外の教員の有無にかかわらず、妊娠者 1 人目から

## 妊婦休息・補食休暇（有給）

妊娠中の女性職員の業務が、母体または胎児の健康保持に影響をおよぼすものと認められる場合。適宜休息または補食するために必要と認められる期間。

# 介護にかかわる権利 改善!

## 介護休暇（無給・手当有）

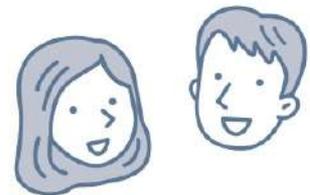
1週間以上の期間にわたり要介護者の介護を必要とする場合に認められる。  
通算6ヶ月以内なら3回まで分割取得可。特に必要な場合は1年まで延長可。

介護の対象者（他に介護可能な家族等がいる場合も取得可能。）

- ①同居でなくてもよい…配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫
  - ②同居が条件…父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子、配偶者の父母の配偶者  
（介護者のところに泊まって介護をする場合は同居とみなす。）
- ・ 時間単位での取得可能。
  - ・ 共済や互助会から、手当金の給付あり。
  - ・ 昇給延伸なし

## 介護時間（無給）

- ・ 取得条件は介護休暇と同じ。
  - ・ 1日2時間まで
  - ・ 同一介護要件で3年以内なら何度でも取得可
- 【注意】介護休暇と期間が重複することはできない。



## 短期の介護休暇（有給）

要介護者の介護、または通院等の付添、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行、その他の必要な世話を行う場合。

- ・ 取得条件は介護休暇と同じ。
  - ・ 1年に**5日**（要介護者が2人以上の場合は**10日**）の範囲内で取得が可能。
  - ・ 時間単位の取得も可能。
- ※1年（1月～12月）に対象者が1人になった場合は残日数（上限5日間）

## 要介護者を介護するための早出遅出勤務（有給）

- ・ 取得条件は介護休暇と同じ。
- ・ 7:30～19:15の間で30分間隔で始業および終業時刻を早くするか遅くすることができる。

## その他の権利

### 高齢者部分休業（減額支給）

55歳に達した日以降、申請日から定年退職日までの全期間、部分休業を取得できる。

- ・ 休業の撤回や時間の短縮はできない。
- ・ 5分を単位として行う。
- ・ 1週間あたり勤務時間の1/2相当時間が上限。
- ・ 週15時間以上の取得で代替者が配置される。
- ・ 勤務しない1時間につき給料減額。
- ・ 退職手当の在職期間の算定は、勤務しなかった期間の1/2を除算する。



### 夏季休暇（有給）

6月～10月の期間内に**5日間**。原則は連続だが分割で取得することも可能。

# その他の権利

## 結婚休暇（有給）

結婚5日前から結婚後 1 カ月までの間の連続する**7日間**。特別な事情があると認められれば、1年以内に取得することも可能。「結婚の日」は挙式・入籍等選択可。

## リフレッシュ休暇（有給）

- ①当該年度の3月31日で勤続20年目、30年目（育休期間を含む）に永年表彰日の翌日以降1年の期間内に連続3日間
  - ②満61歳になる年度に勤務をしている職員（正規職員）で当該年度の4月1日から1年の期間内に連続3日間
- ※①②は、それぞれ別に取得することが可能。

## ボランティア休暇（有給） **改善！**

職員が自発的かつ報酬を得ないで、自然災害などによる被災者の支援など、社会に貢献する活動を行う場合（**認可地縁団体・PTA等、またはNPO法人の活動も取得可能**）。**年5日以内**。

## 服忌休暇（有給）

親族が死亡し、喪に服する場合に取得できる。遠隔地の場合は往復日数も加算できる。  
・配偶者 10日。 父母・義父母7日。 子5日。  
 祖父母・兄弟姉妹3日。 おじ・おばなど1日。 ※連続する日数

## 祭日等休暇（有給）

追悼のための特別な行事（法事等）が行われる場合に取得できる。遠隔地の場合は往復日数も加算できる。**配偶者・父母・子 1日**。

## 病気休暇（有給）

負傷または疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合。時間単位の取得可。

※各傷病で取得できる日数（超える場合は病気休職：2年間8割の給料有）

○一般の私傷病 →**90日まで**

**2016年4月より不妊症・不育症で取得可能に！**

**医師への相談もOK！（不妊症は男性も取得可）**

○成人病 ○精神疾患・原因不明疾病  
○交通災害による長期療養 ○結核性疾患 } **180日まで**

※1週間未満は、所属長が特に求めた場合を除いて、証拠書類添付の必要なし。  
1週間以上は診断書を添付。

※成人病の範囲

- ・悪性新生物、高血圧症、脳卒中、動脈硬化症、脳梗塞等脳血管疾患
- ・狭心症、高血圧性心疾患
- ・その他成人病と認められるもの（糖尿病、腎臓疾患、リウマチ、痛風等）

